

令和元年度 第1回豊川市障害者地域自立支援協議会全体会議事録

日時：令和元年7月17日（水） 午後1時30分から午後3時まで

会場：ウィズ豊川 視聴覚室

出席者：9機関

豊川市障害者（児）団体連絡協議会

豊川市民生委員児童委員協議会

豊川市医師会

愛知県立豊川特別支援学校

豊川公共職業安定所

愛知県豊川保健所（代理傍聴人）

豊川市教育委員会

豊川市子ども健康部

豊川市福祉部

欠席者：5機関

愛知県立宝陵高等学校

地域アドバイザー（東三河南部圏域）

豊川商工会議所

豊川市社会福祉施設協会

社会福祉法人豊川市社会福祉協議会

<会長>

本日は、お忙しい中、また珍しく太陽が出た日にお集まりいただきまして、ありがとうございます。令和元年度 第1回豊川市障害者地域自立支援協議会にご出席していただきまして、ありがとうございます。本日は、各部会の報告など多々ございますので、早速ですが、会議を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

はじめに、委員の任期は来年の6月末までとなっておりますが、所属機関の人事異動等によりまして、新たな委員として参加していただいている方もおります。今年度、第1回目でもありますので、ご所属とお名前だけの簡単な形で自己紹介をお願いしたいと思います。

《委員自己紹介》

<会長>

それでは、次第に沿って議事を進めて参りますが、議長は、豊川市障害者地域自立支援協議会設置要綱 第8条第4項により会長が務めるということになっておりますので、引き続き私が進めさせていただきます。

本日は5名の欠席がありますが、設置要綱第6条第2項により、委員の過半数以上の出席がありますので、会議が成立していることをご報告致します。それでは議題に入らせていただきますが、協議事項についての進行は、副会長にお願い致します。

<副会長>

はい、よろしくお願い致します。

それでは、協議事項につきましては、私の方で進めてまいります。議題の2 豊川市障害者地域自立支援協議会運営委員会から、まず、運営委員長の方から概要の説明をお願い致します。

<運営委員長>

はい、よろしくお願い致します。

まずは、口頭で運営委員会の報告内容、概略ということで説明させていただきます。7月3日に行われました運営委員会では、相談支援部会と各専門部会についての協議と、福祉課からの報告を基に協議が行われました。

相談支援部会については、昨年度に抽出された地域課題に対する現在の取り組み状況を報告すると共に、今年、新たに挙がってきたケースを通して協議を行いました。多岐にわたる課題に対して、各関係機関との連携の重要性について、確認及び意見交換を主として行いました。特に引きこもり傾向にある方の支援や老障世帯をはじめとした高齢障害者への支援について議論を深めました。地域の中で関係機関がどのように連携すべきなのか、どのように当事者の有効的な支援が考えられるのか、一筋縄ではいかない話題ですが、この協議会を通して、まずは課題を共有することで今後の有意義な支援関係に繋がっていけば良いと思います。また、地域課題の中でも重要な項目の一つである福祉の人材不足に関する話題については、後程報告もさせていただく合同事業所説明会への期待も感じたところです。

専門部会については、就労部会、こども部会、地域生活部会と今年度から発足しております医療的ケア部会の方からは、活動計画等の報告がありました。それぞれの部会の具体的な内容については、この後、事務局から報告させていただきます。

口頭での概略説明は以上となります。

<副会長>

はい、ありがとうございます。では、順番に進めて参ります。まず、この議題2の協議事項につきましては、始めにまとめて事務局の方から、部会ごとに順に説明の方をお願いしたいと思います。全ての説明が終わりましたら、改めて委員の皆さんから意見をいただく時間としたいと思います。説明、意見交換も併せて1時間程度を目安に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、事務局より順次ご説明の方をよろしくお願い致します。

<事務局>

はい、では(1)相談支援部会について、資料1を使いまして報告させていただきます。

相談支援部会ですが、毎月相談員で実践報告を行い、お互いに助言し合いながら、ケースについての共有を図り、地域課題の抽出を図っていく会議となります。

3ページから6ページまでの資料は、平成31年4月から令和元年6月までに、相談員より報告があったケースをまとめたものです。1ページから2ページまででまとめたある資料は、今までの相談支援部会にて報告があった個別のケースから抽出された地域課題に対

し、■から始まる18項目を設けて課題を振り分け、その課題をさらに関係する項目、AからIに分類し、今後の取り組み内容をレイアウトしたものととなります。昨年度の第2回全体会でもお示しさせていただいている資料に、今年度の取り組み状況を加えたものが1ページと2ページの資料となり、こちらの資料を中心に報告させていただきます。

それでは、Aの項目からご覧ください。抽出された地域課題として、「支援に専門性が必要な方が利用できるサービスについて」、「福祉人材及びサービス提供事業所の質と量の確保について」の課題が挙がっております。今後は、この地域課題に即した研修会の実施を検討し、支援者による専門性の向上を図っていくこと。合同事業所説明会を開催し、求人ブース等を設けながら、福祉人材確保へ繋げていくこと。既存の連絡会との連携を図りながら、日中活動事業所連絡会の立ち上げることについて、今年度具体的に取り組んでいる状況でございます。合同事業所説明会については、後程詳しく報告させていただきます。日中活動事業所連絡会の立ち上げについては、現在豊川市における日中活動事業所は、40事業所近い数となっており、連絡会の立ち上げによって地域の課題についての情報共有を図り、支援の質の向上に繋げていければと考えております。

続きまして、Bの項目について。「日中活動が継続できない場合の支援について」、「障害受容できていない方への支援について」、「本人、家族、支援者の考えるニーズが乖離している方への関わりについて」挙がっております。今年度、支援者や市民向けに、障害のある方への理解促進や地域共生社会に向けた講演会等を企画しております。

続いて、Cの項目について。「就労支援について」ですが、就労部会を中心に各障害者就労支援機関に加え、企業や教育機関との連携を図りながら、今後の支援を検討しております。後程、就労部会より具体的に説明させていただきます。

続いて、Dの項目について。「ひとり暮らしの支援について」、「老障介護の問題について」、「高齢障害者への関わりについて」挙がっております。今年度、地域生活部会にて「緊急時等に利用できる資源の確保や連携体制の構築」、いわゆる地域生活支援拠点の整備に向けて検討しております。これも後程、地域生活部会より具体的に報告させていただきます。

続いて、Eの項目について。「障害児支援について」、「教育機関や児童クラブ等との連携について」、「ひきこもりの方への支援について」挙がっております。こちらはこども部会にて、切れ目のない支援に向けての連携体制づくりについて検討しております。こちらも後程、こども部会より具体的に報告させていただきます。

続いて、Fの項目について。「医療機関との連携について」、「地域移行支援について」、「精神障害者、発達障害者との関わりについて」挙がっております。今後、精神保健分野における関係機関との情報共有の場として、地域移行ネットワーク会議を開催しつつ、障害のある方も含めた、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる街づくり「地域包括ケアシステム構築」に向けて協議していきたいと考えております。

続いて、Gの項目について。「司法や警察との連携について」挙がっております。司法や警察との連携について挙げられたケースに関しては、今までもたくさん報告させていただいており、警察や保健所の方に関わっていただいておりますので、今後も司法や警察の方との情報共有の場を確保していきたいと考えております。

続いて、Hの項目について。「金銭管理に関する支援について」挙がっております。今後、成年後見支援センターによる金銭管理支援、日常生活自立支援事業や成年後見制度につい

て、障害福祉分野の相談員が理解を深めていく機会を確保していきたいと考えております。

最後にⅠの項目について。「医療的ケアが必要な方が利用できるサービスについて」が挙っており、今年度より専門部会として「医療的ケア部会」を発足させ、医療的ケアに関する地域課題について検討していくこととなっております。こちらも後程、医療的ケア部会から、具体的に報告させていただきます。

相談支援部会からの報告は以上となります。

引き続きまして、就労部会についてご説明させていただきます。資料の2をご覧ください。

就労部会では、「就労支援のための仕組みづくり」を目的に取り組んでまいります。年間の予定としては、就労部会を年に2回。その就労部会で取り上げた課題につきまして、具体的に協議する就労支援連絡会を月に1回、こちらは5月から開催させていただいております。

今年度は特に、資料にあります①②③④について重点的に検討していきたいと思っております。まず、①の「企業同士の障害者雇用についての座談会」ですが、これは、昨年セミナーを開催した中で、アンケートや色々な声から“孤立させないこと”、“いつでも相談できる資質”、“関係機関との連携”、というキーワードが挙がってまいりました。そこで、企業を中心とした障害者雇用について理解、研究等の場があっても良いのではないかと、ということから、今年度はまず企業様に集まっていただいて座談会を開催することになりました。特に、昨今、雇用に関心な3社でこの座談会を始めております。内容としてはまず各会社の見学会を実施し、その中から実態を把握してたたき台を作っております。具体的には「企業は障害者雇用のルール等がわからない」、「ツールを使って見える化できると良い」という声が挙がっており、それをいずれ皆さんに提供できるような形にしたいと思っております。できれば来年度までには、そういった企業様のネットワークを構築していきたいということです。

②の「定着支援について」ですが、これも昨年のセミナーのアンケートから、「精神、発達障害者の働いている方への支援として、余暇活動が大変大切である」、「悩み等を相談しやすい環境が必要」、「ピア活動の充実が必要」というご意見を多数いただきました。そこで、他市のピアカウンセラーの方をお招きして、年2回の座談会を進めたいと思っております。その目的としては、まず第一歩として、ピアサポートの活動を当事者中心に行いたいということ。それから、ピアサポーターについては、豊川市はまだ根付いている状況ではないので、緩やかに進めて行きたいということです。この効果がどう出るかわからないのですが、当事者の活動を実践していくきっかけ作りにしたいということで、こういったグループ討議を中心に開催したいと思っております。

③「通勤困難者への手段の確保」と④「支援学級への取り組み」につきましても、前年度からの継続課題として取り組んで参りたいと思っております。

以上で就労部会からのご説明を終わらせていただきます。

続きまして、こども部会の報告をします。資料3をご覧ください。

こども部会は「切れ目のない支援に向けての連携体制作り」を目的として活動していきます。

2の方を詳しく説明させていただきますと、豊川市では、既存の成長ファイル「ステップ」がありますが、使用されている方が少ないのが現状です。なぜ使用するに至らなかったのか、「ステップ」の見直しをすると共に、先進地域で活用されているサポートファイルと見比べて、どのような情報が欲しいか、どのような様式なら書きやすいのか、委員さんから意見をいただき、実際に記入していただく為にモニターの募集を行いました。昨年12月にモニターの募集をしたところ、22名の保護者の方がモニターに協力していただくこととなりました。方法としましては、先進地域のサポートファイルがA、豊川市既存の成長記録ファイル「ステップ」をBとし、それぞれ一部ずつお渡しして実際に記載していただきました。平成31年2月に、第1回目のモニター座談会を開催し、令和元年となった5月31日に第2回目の座談会を行いました。資料の13ページに座談会のアンケート結果がありますので、またご覧ください。

この結果は資料の通りですが、8名のモニターさんのうち、ほぼ100%記入できた方は2名、50%ぐらい記入できた方は2名、10%以下の記入状況の方は4名という内訳でした。Aのファイルを記入していただけた方からは、Bのファイルには記入しておらず、「Aのファイルだけでいいのではないのか」という意見がありました。その結果を踏まえて、今後はAのファイルを改良して行く方向となりました。6月21日に専門部会を開催し、サポートファイルの今後の課題として、どうしたら広めて行けるのか、周知のための連携等のご意見をいただきました。委員さんの中にはモニターとして参加してくれた方もいて、その方からは、「いつか一つにまとまればいいな、と思っていたものの、資料がありすぎて手がつけられなかったのが、まとめる良い機会になった」との意見をいただきました。特別支援学校からは、「今こういった医療を受けていて、どこの相談員さんで、どんな事業所を利用しているという、今の状況、今の話を聞きたい。就学が決まった段階や、支援指導をどのようにして行くのか考える段階で、情報があると大変にありがたい」という意見をいただきました。放課後等デイサービスの連絡会からは「どうやって書いたらいいのかわからないので簡単な記入例があるといい。学校の教育計画などの情報もあると参考になる」といったお話がありました。子育て支援課からは「更新案の中でも切れ目のない支援に取り組んで行く方法を考えている。サポートファイルがあって、しっかり機能するような形となれば、それこそ私たちも大変助かります」という声が挙がりました。これらの意見は、事務局でまとめ今後検討して参ります。

以上、こども部会の報告とさせていただきます。

地域生活部会の報告をさせていただきます。資料4をご覧ください。

地域生活部会の目的は、前年度からの継続になりますが、「緊急時に安心して豊川市で生活を送ることができる体制作り」として活動しており、地域生活支援拠点等の整備への取り組みを主として考えていきます。豊川市の課題の一つであります「緊急時に利用できる資源の検討、確保」、「高齢者と障害者の家族への支援」いわゆる老障介護の支援ですが。こちらへの対応といたしまして、地域生活支援拠点等の整備に関連づけて、必要な機能の充実、強化のための方策を検討して、安心して生活を送ることができる体制作りを行っていきます。今年度は、豊川市内にあります障害者支援施設、短期入所事業所、共同生活援助事業所それぞれの管理者クラスで構成する「地域生活支援拠点整備に向けた検討会」を立ち上げて協議

を行い、令和2年度末までの拠点の方の整備の完成を目指しております。

他には、短期入所担当者連絡会を開催しまして、事業所間の横の繋がりを図り、情報共有の場として活用すると共に、拠点整備における必要な機能であります「緊急時の受け入れ、対応」「体験の機会の場」。こちらの充実を図って行きたいと思います。また、地域生活支援拠点の整備に向けた研修会も企画する予定です。

最後に、合同事業所説明会の開催に関わり、求人ブースを設けることで、拠点整備において必要な機能であります「専門的人材確保、養成」に、試験的にではありますが取り組んでまいります。年間スケジュールについては資料の通りとなります。

地域生活部会は、以上となります。

続きまして、4つ目の専門部会であります、医療的ケア部会につきましてご説明させていただきます。資料5をご覧くださいと思います。

昨年度末のこの会議でも、ご報告させていただきましたが、この説明の後に、実際に動画や画像も見ていただいた方が伝わりやすいかと思ひまして準備しております。その前に少し、ご説明させていただきます。

昨年度もご報告をさせていただきましたが、現在、人工呼吸器等の医療的ケアを使って生活をされている方々が、在宅の方でも増えている状態にあります。ただ、現実では、ご家族の方の介護負担が非常に大きくなっている問題があります。こうした中で国の方も「医療的ケアのお子さんが地域で生活できるように」と、各地域で体制整備を進めるよう、そのための協議の場を作ることと示しております。あと、連携の要となりますコーディネーターを設置するように、という通知がございました。そういう背景もありまして、豊川市においてもこの部会を作ることになったわけなのですが。

今年度は、まず市内の医療的ケア児者の実態というものを把握しまして、実際にどのような方々が豊川で生活されているのか。そんな取り組みができればと考えております。あと実際に、福祉だけではなくて、医療、保健、教育、保育等の関係機関の皆さんにもお集まりいただきまして、ネットワークを作り上げて行くと。それから、3つ目としまして、この協議の場は、愛知県単位と、それから東三河南部圏域単位でも作ることになっておりますので、そちらの方とも連携しながら、協議していきたいと思っています。

本日、初めての専門部会の報告ということになりますので、少し時間をいただきまして、豊川市の医療的ケア児等コーディネーターから、実際に個別の事例で、このような方が豊川で生活されているという紹介も含めて、ご説明いただきたいと思います。それでは、よろしくをお願いします。

はい、豊川市の医療的ケア児等コーディネーターをさせていただいております、よろしくお願いいたします。

私の方から、医療的ケア部会を立ち上げようというきっかけになった、これは、作らなければいけないから作るのではなくて、実際に必要とするお子さんがいるから必要な部会ということで。まずはこの子のために話し合っ、それが、次にこれからまた現れてくる医療的ケアが必要な子たちのために、と繋がって行くようにと、一人の事例を挙げさせていただいて、説明させていただきたいと思います。少し専門的な用語もありますが、スライドを見

ていただきながら説明させていただきます。

まずこの写真ですが、この写真を撮った当時はまだ1歳3ヶ月。このかわいらしい彼が、この場になぜ登場したのかということを、皆さんご想像して見て下さい。この様子を見て、この子がなぜ医療的ケアの事例で挙がってきたか、想像出来るでしょうか。

この子は、バーター症候群といわれる、色々な体内の奇形があるなど、先天性の疾患を持っているお子さんです。生後すぐから手術を何度も繰り返して、生後7か月で退院をして自宅に戻っております。彼には命を守ってくれる大切な友達がいます。これを見て、何かわかりますでしょうか。これは人工呼吸器ですが、実際に相談支援事業所の方に対しても同じ質問をしても、半数の方がピンとこないのが現実です。とてもコンパクトな物なので分かりづらいと思いますが、この東三河地域においては、フィリップスのトリロジーというこの人工呼吸器を、在宅で生活されている方は比較的多く使っているタイプの物となります。この呼吸器ですが、彼の場合はベースの基礎疾患というよりも、器官軟化症という器官が閉塞してしまうというのがあります。それがあつたために呼吸がうまくできなくなってしまう。画像だとスタイをしているので見えづらいですが、彼は器官切開をしており、喉のところに穴を開けて、カニューレが入っていて、そこに人工呼吸器を繋げています。CPAPという空気を送り込むタイプの呼吸器でして、24時間ずっとつけっぱなしで補助する呼吸器ではなくて、基本的には入れるのを補助する呼吸器です。体調が良かったり、起きたりする時はこの呼吸器を外すことができます。器官も年齢が上がってくるにつれて、体の機能も丈夫になってくると、症状がよくなって、人工呼吸器が外れて行くというケースが多いのですが、個人差があります。早い子だったら、2、3歳。この子の場合、小学校に上がるくらいを目処に外せるようになるといういいなと病院から言われていると、お母さんから聞いています。器官切開はしているのですが、言葉の方も出てきていますし、単語も出ます。手引き歩行もできて、ほぼ定型の発達をしています。吸引と呼ばれる唾液や痰を吸う行為もあります。あと鎖肛というのがあって、オペの方をしているのですが、排便コントロールがうまくできないので、それもお母さんはすごく気にされています。

これは、呼吸器についている加湿器で、送っていく空気を加湿して、痰が固くなるのを防ぐものです。この頭の辺のところに、呼吸器が置いてあります。彼が動いてもいいように、かなりホースが長くしてある状態です。

現在、いくつかの単語が出るようになっていきます。また、食道閉鎖がもともとあったので、そのオペをして、今は家族とほぼ同じようなものを食べられるようになっていきます。最近ゲートを乗り越えることを覚えてしまつて、お母さんが目が離せないという状態です。

医療的ケアという言葉が出てきておりますが、元々は医療行為と言われる医師の指示のもとに資格を持った者によって行われる行為との他に、生活行為として、本人や家族、支援者が行う行為という医療的ケアと言われているとされています。日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為という言い方をして、「医療だけれども生活行為」というこの曖昧な部分で行っているものです。吸引や栄養の注入など限られた医療行為に関しては、ヘルパーや特別支援学校などの先生などが実施するという事で、元々は学校での医療的ケアをするために作られた言葉なのですが。ただ、実施できるのは吸引と胃ろうの注入。これも色々な制限があつたことです。吸引、胃ろうの注入以外にも、呼吸器の管理、導尿、気管切開、エアウェイ、

吸入等、さまざまな医療的ケアというものがあります。

このスライドが呼吸器がついている具体的なイメージですが、先ほどの呼吸器から空気を送っています。近くに加湿器があり、そこには蒸留水がぽたぽたと落ちているので、ここで加湿されたものが、本人の方に送られていきます。必要な方に関しては、酸素を呼吸器に繋げて酸素を補う場合もあります。外出する時はこの加湿器をもって出歩くということは難しいので、この加湿器を外してホースを直接呼吸器につないで、代わりに人工鼻と呼ばれるフィルターをこの間に挟みこんで湿度を保ちます。

歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身の方までなのですが、この10年で医療的ケア児が約2倍に増えている現状があります。制度の動向としては平成30年度に制度と報酬の改定がありました。その中では医療的ケア児はすごく着目はされています。福祉サービスにおいて、看護師の配置であったり、医療との連携であったり、医療的ケアの方の対応をすることでの支援の加算であったり。そういったものが充実してきました。あとは居宅訪問型児童発達支援といわれるサービスが新設されました。本来であれば、児童発達支援という通園サービスに行くことが難しい子ども。人工呼吸器があったり、感染のリスクが高かったりでそういうところへ通えないという子に、事業所の方からサービスを提供しに訪問するという事業も少しずつ広がってきています。私のような医療的ケア児等コーディネーターの配置も必須となっておりますし、協議の場を設置することも30年度に提示されたことです。その中でも、歩ける、動ける医療的ケア児が今回すごく注目されています。今まで、知的と身体の重度の重複障害、重心と言われる方々にはスポットは当たっていたのですが、そこからさらに、今度は、動ける医療的ケア児が注目させています。

具体的な事例として先ほどの彼の対応から見えてきたことを報告します。最初のきっかけは、訪問看護事業所からの「お母さんの育児負担が大きいので何とかしてあげたい」ということから始まっています。実際に、訪問してみると、お母さん自身が元々手に職を持っていた人で、復職しようと保育園に預けようとしたのですが「無理みたい」という。保育園に通えないということが分かって、この子の将来のことが漠然と不安になってしまった。ということを知りました。親の視点から見れば「かわいい我が子に偶然呼吸器というものが付いていた」。それが支援者の目線から見ると、「呼吸器を付けていることで大変な子」というようにどうしても見てしまう。そういったギャップがあると思います。ただ、保護者としては、親が働こうと思ったら、保育園や保育所に預けるというのが当たり前の発想であって、呼吸器や医療的ケアがあると入園が難しいということは、お母さんが聞かなければ知らないことでした。お母さんが保育園に聞いた結果、「保育園は無理です。」と言われて初めて知るといいます。その状況を知っている関係者からすると「そうだよね、難しいよね」という話になってしまいましたが、こういうお母さんの純粋な発想からは「なるほど」と感じたところです。このようなことがあったので、実際に「今すぐ保育園に通うことは難しいかもしれないと思うので、一旦センターに来てね」ということで来てもらっています。ただ、彼はほぼほぼ定型発達しているお子さんです。お預かりすればいいのかというと、それも少し違う。というところと、医療的ケアがあって単独通園という場が、豊川では今はないというのが現状です。社会資源として医療的ケアの日中一時というものがあるのですが、そこも基本的には、重心と呼ばれる重複障害の呼吸器の方たちが中心にいる場所なので、子どもの発達という部分で見ると、少し視点が違うという問題もありました。そこで、まずはお母さんと一緒に児童

発達支援に通ってもらいましょう。ただ、選択ができないというのはいけないということは、支援者の認識の中にはあります。これまでは動く、歩く呼吸器の児童の想定はしていなかった、ということで、お母さんの育児負担の軽減を考えると、本来は保育園や保育所。それが難しいとなると、福祉では児童発達支援の単独通園か日中一時支援を考えるとありますが、すぐにお母さんの復職という思いを叶えてあげるのは難しいというのが現状です。

体の発達の方も多少の遅れはありますが、ほぼほぼ定型な発達をしております。医療的ケアに関わるのが呼吸器です。彼のような場合は外出一つするにしても大変です。体験利用を提案させてもらって、最初は4月24日に予約を入れたものの、本人の体調や天候、家族の体調不良等があって、結果的に初利用が5月15日でした。その後も体調を崩して入院も挟むことで次回の予定が立たず、2回目に来れたのが6月26日。3回目の予約を7月9日に入れましたがそれもキャンセルとなって、3回目が実は今日でした。今日の朝、「調子が良さそうだから連れて行ってもいいか？」と言われ、今日3回目の利用となりました。前回の利用から2週間ちょっと空いているのですが、その間に完全に独歩が出来るようになっていました。本人の体調、出かける為の準備、天候など協力者なども含んで。少し出かけるにも、色々な条件が揃わないと、彼らはなかなか外出すらするのも難しいというのも大きな問題であります。さらに頻繁な受診もある為、スケジュール調整も大変です。

彼が体験利用をして、まだ3回目ですが、彼の成長は、待つはくれません。初めて会ってからもう5か月が経っていますが、まだ体験が3回目です。そうしているうちにお母さんの育休延長もそろそろ具体的な返事が必要になっています。来年2月に、彼が単独で通える事業所や保育園はあるのでしょうか。呼吸器があって、来年の2月までにというのは正直厳しいかなと、私は心の中で思いました。医療的ケアがある子どもというのが、特別な配慮が必要なお子さんにはなりますが、医療的ケアがあることを理由に、世間の当り前が当り前でなくなって制限を強いられる生活となっても仕方ないではないか。というように思ってしまった。これは自分も含めて、皆さんと一緒に少し共有したい部分ではあります。

今、彼のサービス等利用計画案を作る中で、彼は環境を整えば年齢と共に子どもなりには成長はしていくので、「何々ができるようになる」ということが目標ではなくて、いかに周りの環境を整えていくか、という課題が浮き彫りになってきています。

やはり単独通園で、医療的ケアに対応できる事業所がないことであったり、保育園での受け入れが難しいことであったり、動ける医療的ケア児の前例がなく、積極的な動きができないということが、課題として挙がってくると思います。医療的ケアがあっても、この豊川で地域の子どもとして育って行く、そんな当り前を一緒に作っていきませんか。ということをご皆さんに投げかけて一緒に考えていきたいと思っております。

私からの報告は以上です。ありがとうございました。

では、協議事項(3)合同事業所説明会についてご説明させていただきます。資料6になります。

昨年度まではこの合同事業所説明会を、こども部会を中心に取組んで参りました。豊川市内、近隣市町村における特別支援学校や、特別支援学級に在籍している中高生を対象に実施しておりました。しかし、中高生を対象とした説明会も3年が経過し、年々来場者数も減少傾向にあったことと同時に、相談支援部会からの報告でもさせていただいたとおり、地域

課題に対する今度の取り組みとして、福祉人材の確保についても事務局で検討いたしました。その結果、今年度は、対象者を限定せず。また、福祉人材確保に向けた求人ブースや各事業所における自主製品等の販売を実施する物販ブース。各種制度についてのミニ講座や、各事業所の実際の活動を体験できる体験ブースも検討し、新たな合同事業所説明会として実施させていただくことになりました。

障害のある方が、自分らしく生活するためには、一人一人の日中活動の充実が不可欠となります。より多くの方にご参加いただき、障害福祉サービス、日中活動事業所について知っていただきたいと考えております。以上となります。

<副会長>

ありがとうございました。各部会の方で、様々な検討、取り組みをしていただいております。それでは、多岐にわたる内容ではありますが、今、説明のありました様々な件につきまして、ご意見またはご感想、またはご質問等でも結構です。各委員の方から、ご発言いただきたいと思いますが。こちらの方から順番にご発言の方をお願いしてもよろしいでしょうか。

<委員>

はい、私たち民生としては一番先のことでしか物が言えませんが。

AからIまでの中で言えば、この度、就労という点で、小牧ワイナリーという所へ福祉委員さんと一緒に行って参りました。障害のある方の働く場を作ろうという、ワイン作りの会社でありましたが、よっぽどのことまで皆さんがやられておりました。それと、先月、長久手シンシアの丘というところの介助犬の養成するところへ見学、研修に行っていました。そこで「豊川にも一頭いるよ」という話をしたら「いや、豊川にはいない」と言うのですね。「豊川にはいるのは盲導犬です」という話で。豊川には盲導犬は一頭いるのですね。そしたら、「うちは盲導犬はやっていない。犬の中でも、耳の悪い方、体の悪い方、目の悪い方という3部門に分かれて介助犬が養成されている」と。私はそれも知りませんでしたので良い勉強をさせていただきました。その施設は10年くらいになるそうですが。それでもって10頭いれば3頭ぐらいが、「介助犬」になる資格がある犬が出ると。なんでも介助犬を養成しているところが沖縄から北海道に至るまで全国で長久手一か所だけだそうです。「10年もやっていて愛知県で3頭ですか？」という質問をしたら「愛知県だけでなく全国に配布しております」と言っておりました。知らないことをいろいろ勉強をさせていただきました。以上です。

<副会長>

ありがとうございます。次の委員さん、いかがでしょうか。

<委員>

はい、以前にも少し言ったのかもしれませんが。医療的ケアが必要な子どもが就学したりする場合、訪問看護が学校へ出向いて、少しサポートするような体制が、出来ているというような話をしましたが。昨日の委員会で聞いた所では、まだトライアル的に始まったところ

で、まだそこまでケアするという体制は、法律で決まって出来ているというところまではいってないので、今後そういう方向性になれば、いろいろな学校でも少し助かるのではないかと漠然と思っていたのですが。今日のビデオを見て思うのは、どこの施設でもこの人を受け入れるようにするというのは難しいと思うのですね。だから、このような医療的ケア児が社会に出て行くために、どのような道筋にするかと考えてみた時に「どの施設でも受け入れましょう」という発想は少し難しいのではないかと。だから、その子に特別な体制を敷いてあげて、何かそういう体制をくっつけて、その上でどこの施設へでも行ける、という方向の方が良いのではないかと、漠然と思いました。ですから、主治医がいて、看護師さんのバックアップがあって。そして、どこの保育園でも行けると。その保育園としては、常にカバーしてくれる人たちがこの子には付いているから、普通の子としての受け入れだけで十分対応できるという。そうでないとやはり難しいかなと思いました。この子はこういう障害を持って生まれた、そしたらその子が社会で生きていけるように、こんなサービスを付属させて。そういった考え方の方がいいのではないかと漠然と思いました。

そういった意味でもう一点。今日の事前資料をいただいて、考えていたことですが。重心以外の精神障害の方の問題がたぶん大きいと思うのですが。私は医師会を代表して参加しているのですが、さっきの人工呼吸器のことはわかりませんでした。要するに、分野が違っているとわからないのです。そうすると、課題として精神障害の方の問題がいくつか出ていますが、精神障害の方に対して、どんなアプローチがいるのかということ、精神科医みたいなものをもっと利用する流れをこの委員会の中でも作らないと、少し話が進まないのではないかとこの気があります。精神科医の先生に事前に意見をいただいおくとか。あとは、ここには豊川市の色々な職員の方がみえて、障害の方をなんとかしようと思ってやっているのですから、豊川市民病院の精神科の先生に、豊川市の事業のために豊川市の職員として働いてもらおうと。ひとつ市民病院にも、そういった「豊川市のために働く」という機能や流れを作っていくことも必要でないかと思います。以上です。

<副会長>

ありがとうございます。次の委員さん、いかがでしょうか。

<委員>

はい、色々とお話を聞かせていただいて、入学の前から在学中、そして卒業の段階でも。色々なところで本校のことも、関わらせていただいているなと改めて感じさせていただいております。

在学のところで、どのような情報があるのかというお話も聞いていただいたりとか。進路については私も色々な情報交換や連携を取らせていただきましたが。やはり、どんどん新しいことも増えていっているなあということもあります。私は今は小学部なのですが。中、高もそれぞれやっているのです。やはり、小は小、中は中、高は高というような。我々も中で固まってしまうというか。自分の関わっている所だけの情報を入れて、それでスルーしているという所が非常に多いなという感じもありましたが。やはり世の中は、どんどん変わっているし、流れている、繋がっているという感じもすごくおっしゃったので。今日いただいた色々な話も、また学校に持ち帰って、他の先生方にも伝えて、情報を入れていきたいと思

ます。この合同事業所説明会も、保護者さんにとっては、情報をいただけるすごくいい機会だと。私は昔、豊橋でもやっていただきたということ、豊橋の方でもやっていただいたという経緯もあります。すごく良い事だと思いますので。また小学部の保護者の方にも伝えて、参加できるようにしていきたいと思います。本当にありがとうございました。

<副会長>

また、保護者の方との連絡等も、またご協力もぜひお願いしたいと思います。次の委員さん、いかがでしょうか。

<委員>

はい、保健所です。抽出していただいた地域課題の中で、色々な部分で関わりを持たせていただいているのですが。運営委員会の所でもお伝えをしたのですが。最近、国は15歳から39歳だけではなくて、40歳から64歳までの社会的ひきこもりの推計などを出したりしています。豊川の30年の10月の人口で割ると、15歳から39歳の方の推計値は778人で、40歳から64歳の方の推計値は、ひきこもりの方の推計値は872人。それだけで1,600人ぐらいの方の引きこもりの方がいらっしゃるのではないかという推計ができるので。かなり身近に、就職して仕事10年ぐらいはしていたのだけど、仕事をしなくなって、引きこもって3年ですとか。そういう方も増えてきていて、実際にいろいろな事件もある影響で、保健所へのご相談もとても多く、対応をどのようにしていったら良いのか。一機関だけでは難しいと思う所がとて多いので。やはり連携というか、いろいろな所のお世話になりながら対応していかなければと思いますし。単純にこれだけでも、かなりの数の方もいらっしゃるの、何か対策を立てていかなければいけないと切実に感じているところ。それが一点です。

それから、私が不勉強でわからないのですが。豊川市は看護師さんを市が雇って、保育園に派遣するとか、学校に派遣するとか。そういったようなことをやっていらっしゃるのでしょうか。他の市町村ですと、割と、保育園に看護師さんを、市が雇用関係を結んでいただいて、市が派遣をするようなことをやっていただいている、動画で見せていただいた方のようなタイプと同じではないのでしょうか。医療的ケアがある方が、先ほどの委員さんが言われたように、環境を整えた状態で。兄弟と同じ保育園になるべく行けるように支援していただいたりすることもありますし。体調が整わなくて。1人の看護師さんが、1人の方を見るだけではなくて、2人ぐらいの方を見ていただいているケースもあるようなので。そういったことは、ご検討いただけるものなのかどうなのかと思って、考えたりもしました。

保健所は、小児慢性特定疾患といって、小児に難病の方たちの関わりがありますので、この方だけではないのですが。色々な医療的ケア児あるいは医療的ケアがなくても、配慮が必要な方たちへの支援もやっていますので、この部会、医療的ケア部会が今年から立ち上がったということですので、是非一緒に検討させていただいたり、またお知恵をいただいたりしながら支援を進めていきたいと思っています。以上です。

<副会長>

ありがとうございます。

今あった医療職の雇用の件ですが、お答えできる方いらっしゃいますか。

<委員>

はい、教育委員会です。

現在、教育委員会で、看護師を2名雇っており、2校の学校に派遣をしています。痰吸引ですね。器官切開の痰吸引等でやっていただいております。

<副会長>

はい。保育園の方では、どうですか。

<委員>

はい、子ども健康部ですが、保育園を管轄しております。

医療的ケアというところについては、何年か前から言葉自体はあったものですから。2年ぐらい前からパートになりますが、募集をかけているもののなかなか集まらなくて。今、1名だけ4時間のパートになりますが、保育園に配置はされています。ただ、看護師さんといっても、保育園の現状というのは、どちらかというところ乳児がすごく増えてきているという現状があつて。やはり、入れ替わりで病気になって、途中から「帰ってください」という対応にすごく追われる事例があつて。まずはその辺のところか配置をして行くという現状があります。ただ、先程から出ているような医療的ケアは、将来的なところの念頭には置いているので、少しずつ募集はかけています。今、3人くらいは欲しいといっているのですが、なかなか集まってくれなくて1人という現状です。市内にも、何年か前に配置をしていた保育園が、民間さんでもありましたが、長続きしないということがありまして。途中で退職されているという現状があります。

<副会長>

はい、よろしかったでしょうか。実状はこのような感じだそうです。

それでは、次の委員さん、いかがでしょうか。

<委員>

はい、先ほどの動画を見て感じたのですが。ハローワークとして、通常は、障害者の方、身体、知的、精神それぞれ就労しようということで、いろいろな関係機関とも連携して行っているわけなのですが。それだけではなくて今までの課題として。その関係機関における人手不足問題。これは本当にハローワークとしても、最重点課題にしていかななくてはいけないと感じたことと。それと、動画を見ていて、皆さんはお子さまの方を見ていたと思うのですが、私は母親の方を見ていまして。母親は、育児休業を取得中であると。ただ、延長するにしても、育児休業の給付金の最大限は決められているものですから、そういった面において、やはり医療的ケアのお子様の解決をしっかりと支えていかないと、お母様の方が、職場復帰が難しいと。頼みの給付金の方も、延長の期間の最大限も切れてしまうというようなことも、そっちの方が脳裏に浮かんでしまって、少しポロっときたのですが。一つ一つの課題をしっかりと関係機関と進めていかななくてはいけないと思っている次第です。看護師の件につきま

しても、人手不足という形で、今、ハローワークにおいても、医師会や看護協会などと連携して、ハローワークでも月1度出張相談サービスということもさせていただいておりますが。今回の委員会を契機に、今一度スタッフの方にも伝えまして、我々ハローワークとしての重要性をしっかりと認識していきたいと思っております。今後ともよろしくお願い致します。

<副会長>

ありがとうございます。

まさしく、いまお話に出たみたいに、ハローワークさんですと、障害者児自身の就労の問題と、それから、そちらをケアしていく事業所の人手不足の問題。それから、さらには保護者の問題。そういった形でさまざまなところで、今後も連携、ご助言等いただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

次の委員さん、いかがでしょうか。

<委員>

はい。こども部会にて、切れ目のない支援に向けての連携体制づくりということで、サポートファイルの取り組みをされているとお聞きしました。学校の中でも、障害のある児童、生徒については個別の教育支援計画。これはつまり、子どもの家庭環境だとか、就学前の様子だとか、実態だとかを、保護者の方と相談をしながら、子どもにあった支援をどのようにして行ったらよいのかということ、保護者と一緒になって作る計画となります。この計画については、例えば、中学生が、高校、特別支援学校等に進学する場合については、保護者の同意を得て、上の学校へ繋げて行く。「切れ目のない教育支援を」ということで、作っていくのですね。学校が、保護者と共に作っているこの個別の教育支援計画と、今やられているサポートファイルをどのように繋げていくか、また考えていきたいと思いました。以上です。

<副会長>

ありがとうございます。次の委員さん、いかがでしょうか。

<委員>

はい、色々と部会で、それぞれの立ち位置で検討をしていただき、大変ありがとうございます。やはり映像で見ると、色々と感じることもあるかと思いますが。

子どもというのは、すごく少子化と言われていて。豊川でもここ10年。就学前のお子さんになります。10年前はだいたい学校に入る前のお子さんが1万1千人くらいいたのですが、今は1万人を切って9千人台と。10%ぐらい子どもの数は減っている状況です。今日の資料だと、受給者証を発行しているお子さんはどんどん増えているという状況が見てとれます。それがなぜなのか。細かくなったのか、家庭環境なども影響してそういうお子さんが増えているのかどうかは定かではないのですが。そういった意味で、増えているという現状を踏まえていくと、先程もありましたが、切れ目のない支援が重要になってくのは間違いないと。今日のように、色々な立場の方がせっかくお集まりいただいているので、色々

な情報共有ができて、それを施策に展開できればと思っております。ただ、やはりハローワークさんからもありましたが、人手不足というのは保育園現場でもすごく深刻な問題で。私どもですと公立保育士の採用などにも携わっていますが、年々減ってきている現状があります。今年も、まだ多い方だと言われるかも知れませんが、定員15人程度であります。公立保育園の保育士さんを募集しますと、だいたい36人ぐらいの申し込みがあるという状態です。少し前ですとこの倍ぐらいの人数の申し込みがあったのですが、年々減ってきています。よく学校にも提示するのですが、受験しない理由を聞くと「責任が重いから」、「大変だから」という声をよく聞きます。このあたりについては私どもも、どこまで理解をすれば良いのかと少し思うのですが、人手の確保とはとにかく深刻な問題で。色々な事業を新しく展開する上でもすごく問題となります。これは公立の状態ですが、民間さんに聞くと、学校に募集をかけても、なかなか集まらないという話も聞きます。そういった点で確保ということは、市全体で少し考える必要があると思っております。私からは以上です。

<副会長>

ありがとうございます。会長どうですか。

<会長>

はい、私の方は、身体的なものですから。ここには当てはまるものが少ないのですが。全体的に見ていると障害を持っている方は、世の中に対して甘い考えが多いのではないかと、我々の仲間について私はそう見ているのですが、皆さんいかがでしょうか。以上です。

<副会長>

はい、ありがとうございます。

たくさんのご意見を拝聴して参りましたが、今伺ったご意見の中で、特に今後の検討の中で、是非踏まえていっていただきたい部分があったかと思しますので、その辺を踏まえていただき、また今後、各部会等にてよろしくお願いしたいと思っております。

まだご意見をいただきたいところではありますが、時間等の都合もありますので本日の協議事項については、以上とさせていただきますと思います。

それでは、進行の方を会長にお返ししたいと思います。よろしくお願い致します。

<会長>

それでは、引き続き議題3、報告事項について、事務局からの説明をお願いします。

<事務局>

はい、まず報告事項の(1)計画相談の現状について説明させていただきます。資料7をご覧ください。

こちらの資料は、平成27年度から必須となった計画相談の現状を示させていただいております。計画相談とは、障害福祉サービスを利用する際に必要となる計画のこととなります。豊川市の方では、ご自身、もしくは家族で書かれるセルフプランの割合が高いということが、ずっと課題として挙がっております。セルフプランが多いこともそうなのですが、

このセルフプランが、真に本人さんや家族が希望してなっているのか。そういうことがわからないことが、大きな課題となっている状況です。

大人の方に関しては、一番下の表になりますが、去年取り組みをしまして、ほぼほぼ整備をされてきたと考えております。お子さんの計画について、まだ半分以上の方がセルフプランで残っております。今年度かけて、相談支援事業所と実際のサービス提供事業所の方々のご意見を聴きながら方針、対策を考えていく予定としております。こちらに関しては、第2回の3月の時に、またご報告をさせていただきたいと思っております。

次に、裏面の資料となります。その計画を作る事業所の一覧となっております。今年度、2事業所増えまして、全19事業所で対応していただくこととなります。上から2段目の「ウィング」さん、真ん中あたりの「きらら」さんが、今年増えた事業所となりまして、この体制で今年度動いていきますので、よろしくお願いします。

引き続きまして、次の資料になります。障害者虐待に関する相談状況になります。こちらの方は、豊川市障害者虐待防止センターという機能が福祉課に設置されておまして、障害のある方の権利擁護という観点で報告をさせていただきます。昨年度、資料の通り25件の虐待の報告がありました。そのうち10件について実際に虐待があったという認定をしていますが、虐待の有無にかかわらず、こうやって顕在化してくることで、何らかの支援の必要性、困難性が高いケースというものもあります。そういった意味で、支援のきっかけを得たと考えまして、その後の丁寧な支援に繋がっていければ、と思いながら支援をしております。

裏面の資料になりますが。この虐待防止センターが設置されて、つまり、障害者虐待防止法という法律が施行されて今年で8年目となっております。グラフで各年度の通報件数及び虐待認定件数を示しております。横ばいですずっと来ていたところではありますが、昨年度、大幅に増えている状況です。こちら、下の表にある通報者のところ。相談支援従事者、もしくはサービス提供事業所の方からの通報がかなり増えておまして。この要因としては、毎年、基幹センターの方が行っていておられます虐待防止及び権利擁護研修。間違いなくこちらの方の成果だと言えると思っております。右の方の表になりますが、こちらの研修会、昨年度2月に実施されたものでありますが。およそ市内90事業所中、半分以上の51事業所に参加いただきました。参加総数としても80名ということで。その前の年は52名と聞きましたので、それだけの多くの方にご参加いただいた形となり、基幹センターが丁寧に企画、周知の方をしていただいた結果で、すごく良い研修になったと思います。こういった機会を通して関係者皆さんで、権利擁護の視点をより高めていくことで、この虐待の防止に繋がっていくと思いますので、これからも、そういったことも考えながら、対応の方をしていきたいと思っております。こちらに関しては以上となります。

<会長>

ありがとうございました。

<事務局>

続いて、(3)豊川市障害福祉計画等について、説明させていただきます。

豊川市では、平成30年3月に「第5期豊川市障害福祉計画」及び「第1期豊川市障害児

福祉計画」を策定致しました。国の基本指針において、PDCAサイクルのもとに、少なくとも年1回、計画の達成状況などの点検、評価を実施していくこととなっています。

お手元の資料29ページをご覧ください。こちらの30ページから34ページまでにつきましては、「基本指針の目標」等を記載しています。本日は、時間の都合上、省略し、各サービスの30年度実績についてご報告致します。

35ページをご覧ください。各サービスの30年度実績を踏まえた評価(C)の部分についてご説明します。具体的な実績値につきましては、表の通りとなっております。訪問系サービスのうち、行動援護については、市内で対応できる事業所が2か所であるため、利用希望者はいるものの、すべてのニーズには対応できていない状況となっております。

次の36ページをご覧ください。日中活動系サービスの実績値については、表のとおりです。30年度に新設された「就労定着支援」は、事業の開始が遅れたことにより、見込量よりも減少しましたが、今後はサービスの周知と対応できる事業所が増加する見込があるため、実績は増加していくと考えられます。

次の37ページをご覧ください。居住系サービスのうち、共同生活援助、施設入所はほぼ見込量通りの実績人数となりました。市内のグループホームの数は、少しずつ増加していますが、ニーズを補いきれず、近隣市のグループホームを利用している現状があります。今後もし引き続き事業者に対して必要な情報提供を行い、施設整備の促進を図ります。

その下の相談支援をご覧ください。地域移行については、29年度以降利用実績が増えつつあり、30年度には延べ22人の実績がありました。

次の38ページをご覧ください。児童発達支援、保育所等訪問支援について、見込量を上回る実績となりました。放課後等デイサービスについては、ほぼ横ばいの実績となっています。その一方で、各事業所においてサービスの質が確保できているかという課題がございます。また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、2名が研修を受講しました。

次の39ページをご覧ください。地域生活支援事業の必須事業の実績については、下記の通りです。まだ実施していない事業もございますので、近隣他市の状況を把握しながら、利用者にとって必要な事業を制度化し、利用の周知を行って参ります。

最後に、40ページをご覧ください。地域生活支援事業の任意事業についてです。30年度は、訪問入浴サービスの利用日数を、月10日から月12日へと拡充を行いました。今後もし、必要なサービスを支給できるよう、体制整備に努めて参ります。

簡単ではありますが、障害福祉計画の報告につきましては、以上とさせていただきます。

引き続きまして、(4)豊川市障害者福祉計画について報告させていただきます。

お手元に当日資料としてお配りさせていただきました1枚の「第3次豊川市障害者福祉計画に基づく実施事業」及び「第3次豊川市障害者福祉計画 概要版」お手元にごございますので、こちらをご覧ください。2ページになります。本計画では、ノーマライゼーション、リハビリテーション、ユニバーサルデザイン。こちら3つの柱を基本理念とさせていただき、目標として「誰もが自立し、共に生き、社会参加しやすいまちづくり」というのを計画目標として、さらに最後に計画目標として、10の分野でそれぞれ方針を定めております。これから10の分野につきまして、施策別に分類し、事業の成果や課題、今後の見通しなどを調査

シートへ記入するよう各課へ依頼して報告を受けております。各分野の施策内容につきましては、概要版の３ページから７ページに記載されておりますが、時間の都合により割愛させていただきます。３ページから７ページをご覧くださいと共に、また別紙の「第３次豊川市障害者福祉計画に基づく実施事業」へ、今回報告を受けております実施事業をまとめさせていただきますので、ご覧いただければと思います。

実施事業の内容ですが、基本方針の３「保育・教育」では、加配保育園、特別支援教育コーディネーター等支援体制、就学相談、教育相談において。６「生活環境」では、公共交通機関との連携及び環境整備。８「障害及び障害者理解の促進、差別の解消と権利擁護」につきましては、基本方針３と同様に特別支援教育コーディネーターの資質向上のための研修を実施。市役所庁舎内の施設、設備につきましては、さらに前進した取り組みが行われる予定でありましたので、充実とさせていただきます。また、それ以外の実施事業につきましても、現在実施されているものを引き続き継続して実施していくとの回答がございました。なお、継続実施はするものの問題点が見えまして、改善の必要性や別の事業への転換を必要とすると感じている課も少なからずありましたが、ただ継続するだけでなく、より良い方向へ改善していく意識を持って、実施しているものと捉えまして、福祉課としても引き続きアドバイスやサポートをしていきたいと考えております。

傾向としては、障害者差別解消法の公布に伴いまして、各課関係機関の障害のある方への必要な配慮が少しずつ意識されてきているのではないかと思います。調査票の回答の中にもありましたように「障害者への配慮」という言葉が多くみられるようになってきたのが現状でございます。特に、お話がありました通り、教育分野の方で、支援体制を整えるための施策を充実させていく姿勢が色濃く見えているのが、今回の特徴だと思っております。ただ、施設や制度の中には、障害者差別解消法の内容を十分理解した上での実施とは言い難い部分もございますので、障害のある方をしっかりと意識した施策の展開が行われるよう、福祉課としても積極的な情報提供や啓発を行って参ります。

なお、第３次障害者福祉計画の期間につきましては、次年度が最終となっております。引き続き、第４次の策定の際には協議会の委員さんの方からもご意見賜ることもあるかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

<会長>

ありがとうございました。ただいまの件について、何かご意見等ございましたらお願いします。ないようでしたら、これにて本日予定されていた議題をすべて終了しました。引き続き事務局から事務連絡をお願いします。

<事務局>

ありがとうございました。事務局から連絡させていただきます。次回の会議につきましては、来年の３月２５日、１３：３０からを予定しております。また、本日の議事録につきましては、後日送付させていただきますのでよろしくお願い致します。以上となります。

<会長>

長時間にわたりご協議いただき、ありがとうございました。本日の会議については、これ

で終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。